

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則及び知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第5号

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則及び知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則
(知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部改正)

第1条 知事が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成11年岩手県規則第39号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2(第6条関係)				別表第2(第6条関係)			
開示の実施の方法	区分	単位	金額	開示の実施の方法	区分	金額	
複製物の交付	1 フレキシブルディスク カートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。)に複製した複製物	1枚につき	40円	複製物の交付	1 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものであって、700メガバイトのものに限る。)に複製した複製物	1枚につき	80円
	2 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものであって、700メガバイトのものに限る。)に複製した複製物	1枚につき	80円				
	3 光ディスクカートリッジ(日本工業規格X6277に適合する幅90ミリメートルのものであって、640メガバイトのものに限る。)に複製した複製物	1枚につき	440円				
	4 録音カセットテープ(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物	1巻につき	120円				
	5 ビデオカセットテープ(日本工業規格C5581に	1巻につき	190円				

	<u>適合する記録時間120分の ものに限る。)に複製し た複製物</u>						
				2 1に掲げる以外の複製物			当該複製物の作成に要する費用に相当する額
紙その他 これに類 するもの に印字し 、又は印 画したも のの写し の交付	1 乾式の複写機に よる写し (日本工 業規格A列3番の 大きさまでのもの に限る。)	白黒	<u>1枚につき</u> <u>10円</u> <u>(両面に複写した場合にあっては、20円)</u>	紙その他 これに類 するもの に印字し 、又は印 画したも のの写し の交付	1 乾式の複写機に よる写し (日本工 業規格A列3番の 大きさまでのもの に限る。)	白黒	<u>1枚につき10円</u> <u>(両面に複写した場合にあっては、20円)</u>
		カラー	<u>1枚につき</u> <u>40円</u> <u>(両面に複写した場合にあっては、80円)</u>			カラー	<u>1枚につき40円</u> <u>(両面に複写した場合にあっては、80円)</u>
	2 1に掲げる以外の写し		<u>1枚につき</u> 当該写しの作成に要する費用に相当する額		2 1に掲げる以外の写し		当該写しの作成に要する費用に相当する額

別表第3（第8条関係）

[略]

公益財団法人岩手県土木技術振興協会

財団法人グリーンピア田老（昭和59年4月1日に財団法人グリーンピア田老という名称で設立された法人をいう。）

公益財団法人いわて産業振興センター

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第2条 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成13年岩手県規則第105号）の一部を次のように改正する。

改正前

改正後

別表第2（第11条関係）

開示の実施の方法	区分	単位	金額
複製物の交付	1 フレキシブルディスク カートリッジ（日本工業規格X 6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	40円
	2 光ディスク（日本工業規格X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	80円
	3 光ディスクカートリッジ（日本工業規格X 6277に適合する幅90ミリメートルのものであって、640メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	440円
	4 録音カセットテープ（日本工業規格C 5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1巻につき	120円
	5 ビデオカセットテープ（日本工業規格C 5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1巻につき	190円
紙その他これに類するもの	1 乾式の複写機による写し（日本工業規格A列3番の	白黒 1枚につき （両面に複写）	10円

別表第2（第11条関係）

開示の実施の方法	区分	金額
複製物の交付	1 光ディスク（日本工業規格X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1枚につき80円
	2 1に掲げる以外の複製物	当該複製物の作成に要する費用に相当する額
紙その他これに類するもの	1 乾式の複写機による写し（日本工業規格A列3番の	1枚につき10円 （両面に複写した場合にあって

に印字し 、又は印 画したも のの写し の交付	大きさまでのもの に限る。)		した場 合にあ っては 、20円)	に印字し 、又は印 画したも のの写し の交付	大きさまでのもの に限る。)	は、20円)
	カラー	1枚に つき	40円 (両面 に複写 した場 合にあ っては 、80円)	カラー	1枚につき40円 (両面に複写し た場合にあって は、80円)	
	2 1に掲げる以外の写し	1枚に つき	当該写 しの作 成に要 する費 用に相 当する 額	2 1に掲げる以外の写し	当該写しの作成 に要する費用に 相当する額	

別表第3 (第16条関係)

[略]

公益財団法人岩手県土木技術振興協会

財団法人グリーンピア田老 (昭和59年4月1日に財団法人グ
リーンピア田老という名称で設立された法人をいう。)

公益財団法人いわて産業振興センター

[略]

様式第1号 (第3条関係)

[略]

開示の実施 の方法	1 [略]
	2 電磁的記録の場合 [略] □複製物の交付 (□窓口での交付 □ 送付による交付) (複製物の区分 □フレキシブルデ ィスクカートリッジ (FD) □光 ディスク (CD-R) □光ディス クカートリッジ (MO) □録音テ ープ □ビデオテープ)

別表第3 (第16条関係)

[略]

公益財団法人岩手県土木技術振興協会

公益財団法人いわて産業振興センター

[略]

様式第1号 (第3条関係)

[略]

開示の実施 の方法	1 [略]
	2 電磁的記録の場合 [略] □複製物の交付 (□窓口での交付 □ 送付による交付)

[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の知事が保有する行政文書の開示等に関する規則別表第2の規定は、同条の規定の施行の日以後にされた開示請求（情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第6条第1項に規定する開示請求をいい、電磁的記録（同条例第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）の開示を受けるものに限る。以下この項において同じ。）について適用し、同日前にされた開示請求（知事が受理したものに限る。）については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（以下「改正後の個人情報保護等規則」という。）別表第2の規定は、同条の規定の施行の日以後にされた開示請求（個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）第11条第1項に規定する開示請求をいい、電磁的記録（同条例第2条第3号に規定する電磁的記録をいう。）の開示を受けるものに限る。以下この項において同じ。）について適用し、同日前にされた開示請求（知事が受理したものに限る。）については、なお従前の例による。

4 改正後の個人情報保護等規則に定める様式は、第2条の規定の施行の日以後に提出する請求書について適用し、同日前に提出した請求書については、なお従前の例による。

5 第2条の規定による改正前の知事が保有する個人情報の保護等に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。